

生駒市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月8日

生駒市公平委員会委員長 上武 昌文

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の花のまちづくりセンターの項の次に次のように加える。

生駒山麓公園管理事務所	所長
-------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第2の規定は、平成21年7月1日から適用する。